

(整理番号 0236)

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会
第3回栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年10月23日(金) 14時00分～15時50分					
開催状況	公 益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 金額改定について</p> <p>(1) 労使双方の主張について</p> <p>ア 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 前回最終提示の10円から、コロナの状況も考慮し、賃金改定状況調査第4表パートBランク、今年の賃金上昇率が0.6%であることから、現行の909円に0.6%を掛けると5.45円になるので、6円の引上げを提示した。</p> <p>(イ) 影響率から考え、5円の引上げを提示した。</p> <p>(ウ) 県内他産業を考えると、これ以上は下げられないと主張した。</p> <p>イ 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 前回最終提示の据え置き0円から、本来ならば、据え置き0円が妥当であるが、県内他産業の結審状況を最大限に考慮し、最終的な考えとして2円の引上げを提示した。</p> <p>(イ) コロナ禍における栃木県の計量器等製造業の中小企業の実態から、2円引上げが限度であると主張した。</p> <p>(ウ) 中小企業の厳しい状況を考えると、2円の引上げ提示が精一杯と主張した。</p> <p>(2) 結審状況等について</p> <p>労働者代表委員5円の引上げ、使用者代表委員2円の引上げを提示された後、これ以上の進展は見込めず、公益見解を示すこととなった。</p> <p>公益委員は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、県内の特定最低賃金の結審状況、全国の精密機械器具等製造業の結審状況、これらを総合的に勘案して、現行額909円を3円引き上げて、時間額912円とする公益見解を提示した。</p> <p>協議の結果、労・使共に公益見解を尊重し同意され、現行額を3円引き上げて、</p>						

時間額 912 円(改正発効日：令和 2 年 12 月 31 日)で「全会一致」により結審した。

審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。

審議会令第 6 条第 5 項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き、答申された。

- 2 その他
特になし